

開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時【未校正速報版】

会議の名称	令和6年第1回取手市議会臨時会			
招集年月日	令和6年 2月15日			
招集の場所	取手市議会議場			
開会及び閉会 日時並びに その宣告者	開会	令和6年 2月15日午前10時00分	臨時議長	赤羽直一
	閉会	令和6年 2月15日午後 4時03分	議長	岩澤 信
会議録署名 議員の氏名	1番	長塚美雪	2番	本田和成

招集に応じた議員の氏名及びその年月日

令和6年 2月15日

1番	長塚美雪	13番	岩澤 信
2番	本田和成	14番	落合信太郎
3番	岡口すみえ	15番	石井めぐみ
4番	古谷貴子	16番	金澤克仁
5番	杉山尊宣	17番	細谷典男
6番	佐野太一	18番	山野井隆
7番	海東一弘	19番	染谷和博
8番	根岸裕美子	20番	佐藤隆治
9番	久保田真澄	21番	入江洋一
10番	鈴木三男	22番	赤羽直一
11番	関川 翔	23番	遠山智恵子
12番	小堤 修	24番	加増充子

令和6年第1回取手市議会臨時会会議録（第1号）

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和6年 2月15日午前10時00分			臨時議長	赤羽直一	
	散会	令和6年 2月15日午後 4時03分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名  出席 24名 欠席 0名  凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	吉 田 文 彦		事 務 局 次 長	澤 部 慶		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市	長	中	村	修							
教	育	長	伊	藤	哲						
総	務	部	長	鈴	木	文	江				
政	策	推	進	部	長	齋	藤	嘉	彦		
財	政	部	長	田	中	英	樹				
福	祉	部	長	彦	坂	哲					
健	康	増	進	部	長	渡	来	真	一		
ま	ち	づ	く	り	振	興	部	長	野	口	昇
建	設	部	長	前	野	拓					
都	市	整	備	部	長	浅	野	和	生		
教	育	部	長	井	橋	貞	夫				
消	防	部	長	岡	田	直	紀				
会	計	管	理	者	石	塚	幸	夫			
総	務	課	長	松	崎	剛					
市	民	課	長	安	田	徹	也				
区	画	整	理	課	長	稲	葉	克	彦		

令和6年第1回取手市議会臨時会議事日程（第1号）

令和6年 2月15日（木）午前10時開議

- 日程第1 仮議席の指定
- 
- 日程第2 議長志願者の所信表明
- 
- 日程第3 選挙第 1号 議長の選挙について

令和6年第1回取手市議会臨時会議事日程（第1号）の追加

- 日程第1 議席の指定
- 
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 
- 日程第3 会期の決定
- 
- 日程第4 副議長志願者の所信表明
- 
- 日程第5 選挙第 2号 副議長の選挙について
- 
- 日程第6 議会運営委員会委員の選任について
- 
- 日程第7 常任委員会委員の選任について
- 
- 日程第8 諸般の報告
- 
- 日程第9 選挙第 3号 常総地方広域市町村圏事務組合議会の議員の選挙について
- 
- 日程第10 選挙第 4号 茨城県南水道企業団議会の議員の選挙について
- 
- 日程第11 選挙第 5号 龍ヶ崎地方衛生組合議会の議員の選挙について
- 
- 日程第12 選挙第 6号 取手地方広域下水道組合議会の議員の選挙について
- 
- 日程第13 選挙第 7号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について
- 
- 日程第14 議案第 1号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について
- 
- 日程第15 議案第 2号 5社総交公区第1－8号駅前交通広場整備工事その6請負契約の締結について
-

## 会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長志願者の所信表明
- 日程第3 選挙第 1号 議長の選挙について

### 令和6年第1回取手市議会臨時会議事日程（第1号）の追加

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 副議長志願者の所信表明
- 日程第5 選挙第 2号 副議長の選挙について
- 日程第6 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第7 常任委員会委員の選任について

追加日程  
第 1 閉会中の所管事項調査の申し出及び閉会中の所管事務調査の申し出

- 日程第8 諸般の報告
- 日程第9 選挙第 3号 常総地方広域市町村圏事務組合議会の議員の選挙について
- 日程第10 選挙第 4号 茨城県南水道企業団議会の議員の選挙について
- 日程第11 選挙第 5号 龍ヶ崎地方衛生組合議会の議員の選挙について
- 日程第12 選挙第 6号 取手地方広域下水道組合議会の議員の選挙について
- 日程第13 選挙第 7号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について

追加日程  
第 2 利根川水系県南水防事務組合議会議員の補欠選挙

- 日程第14 議案第 1号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第 2号 5社総交公区第1－8号駅前交通広場整備工事その6請負契約の締結について

追加日程  
第 3 同意案第1号 取手市監査委員の選任に関する同意について

令和6年第1回取手市議会臨時会会期日程

日次	期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事
1	2 / 15	木	本会議	午前 10 時	開会、仮議席の指定、議長志願者の所信表明、議長選挙、議席の指定、副議長志願者の所信表明、副議長選挙、議会運営委員会・常任委員会委員の選任、各一部事務組合等議会議員選挙、議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決、閉会

## 議事の経過

午前 10 時 00 分開会及び開議

○**議会事務局長（吉田文彦君）** 議会事務局長の吉田でございます。これから開催されます令和 6 年取手市議会第 1 回臨時会は、過日執行された市議会議員一般選挙後、初めて招集された議会であります。したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日出席されている中で赤羽直一議員が年長の議員でありますので、議長の選挙終了まで臨時議長の職務をお務めいただきます。

赤羽直一議員、議長席へお着きください。

〔臨時議長 赤羽直一君議長席に着席〕

○**臨時議長（赤羽直一君）** ただいま紹介されました赤羽直一です。地方自治法第 107 条の規定により議長選挙が終わるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、1 点、御報告させていただきます。石井めぐみさんから通称名使用許可願の申出がありました。本日は、改選後初議会であります。したがって、議長を決定していくための議事進行役として、私とその職務を行います。その間は、石井めぐみさんの通称名使用について許可いたしましたので御報告いたします。なお、任期中の通称名使用については、先例に従い、新議長に決定していただきたいと思っております。

ただいまの出席議員数は 24 名で定足数に達しております。よって、令和 6 年第 1 回取手市議会臨時会は成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。本日の配付資料を市ホームページに掲載しておりますので、御参考にいただければと思います。

ここで市長から特に発言を求められておりますので、日程に先立ちまして、この際、これを許します。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○**市長（中村 修君）** 令和 6 年第 1 回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。まず初めに、このたびの取手市議会議員一般選挙において選出されました 24 名の議員の皆様におかれましては、多くの市民の皆様の信託を受けて御当選されましたことを心よりお喜びを申し上げます。本日から新たな任期となり、これから取手市議会は 4 名の新人議員を迎え新体制で運営されることとなりましたが、引き続き、行政と議会の両輪を円滑に回していけるよう、市といたしましても**市政？市勢では？**発展のため努力を重ねてまいりますので、今後とも市民福祉の向上と**市政？市勢では？**のより一層の発展に格別の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに、取手市議会の皆様の今後ますますの御健勝と議会改革の推進をはじめ、皆様の御活躍を心よりご祈念申し上げ、御

挨拶とさせていただきます。これから4年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（赤羽直一君） これより日程に入ります。

## 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（赤羽直一君） 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

## 日程第2 議長志願者の所信表明

○臨時議長（赤羽直一君） 日程第2、議長志願者の所信表明を行います。この所信表明は、議会基本条例第13条の規定により実施するもので、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性を確保することで、市民に分かりやすい議長の選出を行うことを目的とするものです。議長職を志願する議員の発言をここで許したいと思います。議長志願の所信表明を希望する議員は挙手願います。

〔議長志願者挙手〕

○臨時議長（赤羽直一君） それでは、志願者の発言を許します。

岩澤 信君。

〔13番 岩澤 信君登壇〕

○13番（岩澤 信君） おはようございます。創和会、岩澤 信です。議長職を志願するに当たり、所信を表明させていただきます。現在の取手市は、少子高齢化に伴う人口減少やコロナ禍以降の様々な対応、世界情勢の影響による物価等の上昇、また近年加速されるデジタル技術の進化など、今まで経験のない状況下に置かれています。さらに、先月1月1日に発生した能登半島地震など、国内においても大きな災害がいつ起きてもおかしくない環境にあります。これからの取手市は、様々な課題を一つずつ解決し、また市民の方々の声を真摯に受け止め、未来に希望の持てるまちづくりを構築していく必要があります。昨年4月に新たな市政運営を託された中村 修取手市長が誕生し、そして本日、改選された24名の新たな取手市議会議員が、取手市への考えや思いをまとめ、一つの総意として市政や議会の運営に対して、責任を持って推し進めていかなくてはなりません。これまでの取手市議会は、歴代の諸先輩方、議会事務局が築き上げた議会改革が全国的に大きく評価されました。その功績を基に、これからの取手市議会を私たち24名が継承しながら、さらに市民に分かりやすく開かれた議会の運営をするためのまとめ役として、今回、議長選挙に立候補させていただきました。私自身、議長の職責に当たり、常在戦場、全身全霊の思いで努めてまいります。よろしくお願い申し上げます。以上です。

○臨時議長（赤羽直一君） 次に、加増充子さん。

〔24番 加増充子君登壇〕

○24番（加増充子君） 日本共産党、加増充子です。取手市議会議長選に立候補するに

当たり——当たりまして、私の所信を述べさせていただきます。既に、日本共産党市議団として、「新しい議会のスタートに当たって」と題した、私たちの提案を議員の皆様にお届けさせていただきました。取手市議会は、日本国憲法、地方自治法に基づき、議会の最高規範として議会基本条例を定めています。その記念理念——その記念理念は——失礼いたしました、その基本理念は、市民の意思を市政に反映するため、公平かつ公正に議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すとあります。その上で議会は、自治体政策の立案、決定、執行、評価での論点を明確にし、市民に開かれた市政を目指す責務を有し、議会は議員の合議機関として多様な意見を的確に把握することに努め、市民との対話、自由闊達な討議を重ね、その審議経過を積極的に市民に公開することが求められています。これらの役割を果たす大前提は、何よりも民主的な議会運営を図るための努力を重ねることが必要であると考えます。改めて、真の議会改革を求め、推進するための提案を行います。1、多様な市民の意見の反映と議員平等の原則にのっとり、少数会派を尊重する。2、議会での審議権を拡大し、チェック機能を果たす議会運営を。①本会議において、議案提出者の説明は会議規則を遵守し改善すること。②予算・決算・常任委員会など議員の発言時間の規制を緩和し、必要な審議時間を拡大・保障する。また予算・決算審査を行う特別委員会は委員定数を12名に拡大する。③議会基本条例第5条の理念に基づき、請願・陳情の取扱いを同様の扱いに戻す。3、各種審議会委員等、関係する委員の選出は、各会派議員に比例する配分に努め、一部事務組合議員には全議員に議席を保障する。4、議会だよりは、議会基本条例第5条、市民参加及び市民との連携、第20条、議会広報の充実に基づき、紙ベースの議会だより「ひびき」は復活、発行すること。以上、私は、政治的立場の違いはあっても、不偏不党をモットーに議会運営に努めてまいります。議会の機能をしっかりと果たし、地方自治の理念に基づき、市民生活を守り、地域経済の再生に努力する市政へ。議会としての政策的役割の向上、活発な政策提言を行う議会運営に全力を尽くしてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（赤羽直一君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（赤羽直一君） なしと認めます。

議員各位に申し上げます。——以上で、議長志願者の発言が終わりました。議員各位に申し上げます。ただいま行いました議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。したがって、所信表明の有無にかかわらず、全議員が被選挙人であることが前提となりますので、所信表明を行わなかった議員に対しての投票も有効となることをご承知願います。

### 日程第3 選挙第1号 議長の選挙について

○臨時議長（赤羽直一君） 日程第3、選挙第1号、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。なお、

得票数が同数の場合はくじ引になります。くじ引により当選者を決定いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議会事務局長補佐 小笠原一裕君が議場を閉鎖〕

○臨時議長（赤羽直一君） ただいまの出席議員は 24 名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に金澤克仁君、関川 翔君、染谷和博君、加増充子さんを指名します。

投票用紙を配布させます。

〔議会事務局長補佐 小笠原一裕君及び議会事務局係長 永井宏幸君が投票用紙を配布〕

○臨時議長（赤羽直一君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（赤羽直一君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔議会事務局次長 澤部 慶君が投票箱を改める〕

○臨時議長（赤羽直一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員に氏名を点呼させますので、順番に投票願います。

議会事務局次長、澤部 慶君。

〔議会事務局次長 澤部 慶君の点呼に応じ順次投票〕

○臨時議長（赤羽直一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（赤羽直一君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議会事務局長補佐 小笠原一裕君が議場を開鎖〕

○臨時議長（赤羽直一君） それでは開票を行います。

金澤克仁君、関川 翔君、染谷和博君、加増充子さん、開票の立会いをお願いいたします。書記席の前までお願いします。

〔11 番 関川 翔君、16 番 金澤克仁君、19 番 染谷和博君、  
24 番 加増充子君の立会いの下、開票〕

○臨時議長（赤羽直一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 24 票

有効投票 24 票

無効投票ゼロです。

有効投票のうち、岩澤 信君 20 票

加増充子さん 4 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 6 票です。したがって、岩澤 信君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された岩澤 信君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

それでは、岩澤 信君。就任の挨拶をお願いいたします。

[13 番 岩澤 信君登壇]

○13 番（岩澤 信君） ただいまの議長選挙におきまして、議長の就任をさせていただきました。感謝申し上げます。議員の皆さんと、そして議会事務局とともに取手市議会をしっかりと私自身まとめていきますので、御協力のほどよろしくをお願いいたします。何より市民にとってよりよい議会にしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○臨時議長（赤羽直一君） 議長が決定いたしましたので、臨時議長の職務はこれをもって終了いたしました。皆様方の御協力によりまして、無事に臨時議長の職務を遂行することができましたことに、心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

岩澤議長、議長席にご着席願います。

休憩します。

午前 10 時 26 分休憩

午前 10 時 33 分開議

○議長（岩澤 信君） 再開します。

議長席に着席させていただきました。皆さんの御協力よろしくお願い申し上げます。なお、先ほど赤羽直一臨時議長から報告がありました、石井めぐみさんの通称名の使用について、議長は先例に従い、任期中許可することにいたします。

## 日程第 1 議席の指定

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、議席の指定を議題といたします。議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、サイドブック스에登載した議席表のとおり指定いたします。議席番号及び氏名を朗読させます。

議会事務局次長、澤部 慶君。

○議会事務局次長（澤部 慶君） それでは、議席番号及び氏名を朗読させていただきます。

- 1 番 長塚 美雪 議員
- 2 番 本田 和成 議員
- 3 番 岡口すみえ 議員
- 4 番 古谷 貴子 議員
- 5 番 杉山 尊宣 議員
- 6 番 佐野 太一 議員
- 7 番 海東 一弘 議員
- 8 番 根岸裕美子 議員

- 9番 久保田真澄 議員  
10番 鈴木 三男 議員  
11番 関川 翔 議員  
12番 小堤 修 議員  
13番 岩澤 信 議員  
14番 落合信太郎 議員  
15番 石井めぐみ 議員  
16番 金澤 克仁 議員  
17番 細谷 典男 議員  
18番 山野井 隆 議員  
19番 染谷 和博 議員  
20番 佐藤 隆治 議員  
21番 入江 洋一 議員  
22番 赤羽 直一 議員  
23番 遠山智恵子 議員  
24番 加増 充子 議員

以上でございます。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（岩澤 信君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。今臨時会における会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、長塚美雪さん及び本田和成君を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定

○議長（岩澤 信君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期については、本日2月15日の1日にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日2月15日の1日と決定しました。

## 日程第4 副議長志願者の所信表明

○議長（岩澤 信君） 日程第4、副議長志願者の所信表明を行います。この所信表明は、議会基本条例第13条の規定により、議長志願者の所信表明と同じ目的で実施するものです。副議長を志願する議員の発言をここで許したいと思っております。副議長を志願する議員は

挙手願います。

〔副議長志願者挙手〕

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみ議員。

〔15番 石井めぐみ君登壇〕

○15番（石井めぐみ君） 皆さんこんにちは。みらい・維新・国民の会の石井めぐみと申します。本日は副議長に選任のため、所信表明をさせていただきたいと思っております。私は取手市議会議員として5期目当選させていただき、これまで13年間、市政に携わってまいりました。今回、岩澤議員が議長ということで、私も一緒にともに活動してきた仲間でもございます。取手市の魅力改革や子育て改革もまだまだやっていかなくはなりませんし、地域改革、環境整備改革などにもしっかりとこれから取り組んでいかなくはなりませんので、中村市政を支えるためにも、しっかりと副議長としてやっていきたいと思っておりますので、どうか皆様の御推薦いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 次に、遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。私は、先ほど岩澤新議長、誕生いたしました。おめでとうございます。よかったですね。私もこの選挙戦で皆さん同様、「勝ち抜いた」という言葉はちょっと不適切かなとは思いますが、24名、こうして同僚議員がそろいました。私は一貫して、市民の皆さんの声を生かす議会に臨んでいくという、そのことを街頭から市民の皆さんに——有権者の皆さんに訴えてきたところです。先ほど岩澤新議長が挨拶の中で、「市民本位の」ということを所信表明の中で述べていました。もちろん加増充子議員はさらにということで、発言はもちろんしていたわけなんですけども、私もそういう意味では、この議会、皆さんと一緒に、ここは議場は言論の府の場でもありますので、大いに議論しながら、そして議長が目指す市民本位の市議会——取手市議会。取手市議会は日本一というのは、オンラインを通した議会改革で日本一を何とか取ってきたわけなんですけども、私はさらに市民本位の上に立った議会改革をむしろ目指していくべきだと考えております。そういう意味では、議長を支えながら、よりもっと市民本位の取手市議会をつくるために頑張っていきたいと思っております。このことを、私の立場を表明した上で所信表明とさせていただきます。皆さん、清き1票、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 以上で、副議長志願者の発言が終わりました。

議員各位に申し上げます。ただいま行いました副議長志願者の所信表明についても、議長選挙と同様に、所信表明を行わなかった議員に対しての投票も有効になりますので、ご承知願います。

日程第5 選挙第 2号 副議長の選挙について

○議長（岩澤 信君） 日程第5、選挙第2号、副議長の選挙を行います。選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。なお、投票数が同数の場合は——なお、得票数が同数の場合は、くじ引により当選者を決定いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議会事務局長補佐 小笠原一裕君が議場を閉鎖〕

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は24名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に金澤克仁君、関川 翔君、染谷和博君、加増充子さんを指名します。

それでは、投票用紙をお配りします。

〔議会事務局長補佐 小笠原一裕君及び議会事務局係長 永井宏幸君が投票用紙を配布〕

○議長（岩澤 信君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔議会事務局次長 澤部 慶君が投票箱を改める〕

○議長（岩澤 信君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員に氏名を点呼させますので、順番に投票願います。

議会事務局次長、澤部 慶君。

〔議会事務局次長 澤部 慶君の点呼に応じ順次投票〕

○議長（岩澤 信君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議会事務局長補佐 小笠原一裕君が議場を開鎖〕

○議長（岩澤 信君） それでは開票を行います。

金澤克仁君、関川 翔君、染谷和博君、加増充子さん、開票の立会いをお願いします。書記席の前までお願いします。

〔11番 関川 翔君、16番 金澤克仁君、19番 染谷和博君、

24番 加増充子君の立会いの下、開票〕

○議長（岩澤 信君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 24 票

有効投票 24 票

無効投票なしです。

有効投票のうち、石井めぐみさん 20 票

遠山智恵子さん 4票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。したがって、石井めぐみさんが副議長に当選されました。ただいま副議長に当選された石井めぐみさんが議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

それでは、石井めぐみさん、就任の挨拶をお願いいたします。

[15番 石井めぐみ君登壇]

○15番（石井めぐみ君） ただいま副議長に選任させていただきました石井めぐみです。先ほどの挨拶の中では本当短かったんですけども、思いはしっかり詰まっておりますので、岩澤新議長を支えながら中村市政を盛り上げていきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみ副議長、これから共によろしくをお願いいたします。この後の各委員会の委員選任の調整のため、ここで休憩します。

午前10時53分休憩

午前11時16分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この後、日程第6、日程第7において、議会運営委員会と各常任委員会の委員の選任を議題とした後に休憩して、それぞれの正副委員長の互選のための委員会を開きますが、こちらの委員会については、申合せに従いインターネットでの映像配信を行いませんので、御承知おきください。

## 日程第6 議会運営委員会委員の選任について

○議長（岩澤 信君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、小堤 修君、落合信太郎君、石井めぐみさん、金澤克仁君、佐藤隆治君、入江洋一君、赤羽直一君、遠山智恵子さん、以上8名を指名いたします。よって、ただいま選任いたしました議会運営委員会の委員は、この後休憩し、直ちに正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。議会運営委員会を大会議室に招集いたします。

休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時30分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会において正副委員長が互選されましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長、赤羽直一君、副委員長、落合信太郎君。以上のとおりです。

## 日程第7 常任委員会委員の選任について

○議長（岩澤 信君） 日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、総務文教常任委員会の委員に、長塚美雪さん、本田和成君、岡口すみえさん、佐野太一君、鈴木三男君、関川 翔君、小堤 修君、落合信太郎君、以上8名を、福祉厚生常任委員会の委員に、古谷貴子さん、杉山尊宣君、根岸裕美子さん、久保田真澄さん、岩澤信君、金澤克仁君、山野井 隆君、遠山智恵子さん、以上8名を、建設経済常任委員会の委員に、海東一弘君、石井めぐみさん、細谷典男君、染谷和博君、佐藤隆治君、入江洋一君、赤羽直一君、加増充子さん、以上8名を、それぞれ指名いたします。ただいま選任いたしました各常任委員会の委員は、この後休憩し、直ちに正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。それでは、総務文教常任委員会を大会議室、福祉厚生常任委員会を第2委員会室、建設経済常任委員会を第3委員会室に招集いたします。

休憩いたします。

午前 11 時 33 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会において、正副委員長が互選されましたので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、鈴木三男君、副委員長、長塚美雪さん。

福祉厚生常任委員会委員長、久保田真澄さん、副委員長、杉山尊宣君。

建設経済常任委員会委員長、海東一弘君、副委員長、染谷和博君。以上のとおりです。

ここで議長から申し上げます。議会運営委員長からお手元に配付したとおり、閉会中の所管事項調査の申出がありました。また、各常任委員長から——常任委員長からお手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査の申出がありました。これを緊急事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事項調査申し出及び閉会中の所管事務調査の申し出を緊急事件として、この際日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。本件は起立により採決いたします。

追加日程  
第 1

閉会中の所管事項調査の申し出及び閉会中の所管事務調査の申し出

○議長（岩澤 信君） 追加日程第1、閉会中の所管事項調査の申し出及び閉会中の所管事務調査の申し出を議題といたします。

お諮りします。本件については、お手元に配付した各委員長の申出のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり決定しました。

日程に戻ります。

## 日程第 8 諸般の報告

○議長（岩澤 信君） 日程第 8、諸般の報告を行います。議長の私から報告をいたします。まず、会派について報告いたします。結成届が各会派から提出されました。会派の構成はサイドブック스에登載した名簿のとおりです。

次に、専決処分の承認議決を求めない報告について、サイドブック스에登載したとおり市長から報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。

## 日程第 9 選挙第 3 号 常総地方広域市町村圏事務組合議会の議員の選挙について

○議長（岩澤 信君） 日程第 9、選挙第 3 号、常総地方広域市町村圏事務組合議会の議員の選挙を行います。任期満了に伴い、選出する組合議会の議員数は 3 名であります。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により投票により行います。なお、得票数が同数の場合は、くじ引により当選者を決定いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議会事務局長補佐 小笠原一裕君が議場を閉鎖〕

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員数は 24 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって立会人に、金澤克仁君、関川 翔君、染谷和博君、加増充子さんを指名します。

それでは投票用紙を配ります。

〔議会事務局長補佐 小笠原一裕君及び議会事務局係長 永井宏幸君が投票用紙を配布〕

○議長（岩澤 信君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔議会事務局次長 澤部 慶君が投票箱を改める〕

○議長（岩澤 信君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員に氏名を点呼させますので、順番に投票願います。

議会事務局次長、澤部 慶君。

〔議会事務局次長 澤部 慶君の点呼に応じ順次投票〕

○議長（岩澤 信君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。  
議場の閉鎖を解きます。

〔議会事務局長補佐 小笠原一裕君が議場を開鎖〕

○議長（岩澤 信君） それでは開票を行います。

金澤克仁君、関川 翔君、染谷和博君、加増充子さん、開票の立会いをお願いします。  
書記席の前までお願いします。

〔11 番 関川 翔君、16 番 金澤克仁君、19 番 染谷和博君、  
24 番 加増充子君の立会いの下、開票〕

○議長（岩澤 信君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 24 票

有効投票 24 票

無効投票なしです。

有効投票のうち、関川 翔君 8 票

赤羽直一君 7 票

細谷典男君 5 票

遠山智恵子さん 4 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。したがって、関川 翔君、赤羽直一君、細谷典男君  
が常総地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま常総地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選された関川 翔君、赤羽直一君、  
細谷典男君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知をし  
ます。

#### 日程第 10 選挙第 4 号 茨城県南水道企業団議会の議員の選挙について

○議長（岩澤 信君） 日程第 10、選挙第 4 号、茨城県南水道企業団議会の議員の選挙  
を行います。任期満了に伴い、選出する組合議会の議員数は 4 名であります。選挙の方法  
は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により投票により行います。なお、得票数が同数の  
場合はくじ引により当選者を決定いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議会事務局次長 澤部 慶君が議場を閉鎖〕

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員数は 24 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって立会人に、金澤克  
仁君、関川 翔君、染谷和博君、加増充子さんを指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

〔議会事務局長補佐 小笠原一裕君及び議会事務局係長 永井宏幸君が投票用紙を配布〕

○議長（岩澤 信君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔議会事務局次長 澤部 慶君が投票箱を改める〕

○議長（岩澤 信君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員に氏名を点呼させますので、順番に投票願います。

議会事務局次長、澤部 慶君。

〔議会事務局次長 澤部 慶君の点呼に応じ順次投票〕

○議長（岩澤 信君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議会事務局次長 澤部 慶君が議場を開鎖〕

○議長（岩澤 信君） それでは開票を行います。

金澤克仁君、関川 翔君、染谷和博君、加増充子さん、開票の立会いをお願いします。書記席の前までお願いします。

〔11番 関川 翔君、16番 金澤克仁君、19番 染谷和博君、  
24番 加増充子君の立会いの下、開票〕

○議長（岩澤 信君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 24 票

有効投票 24 票

無効投票なしです。

有効投票のうち、佐藤隆治君 5 票

染谷和博君 5 票

石井めぐみさん 5 票

根岸裕美子さん 5 票

本田和也君 4 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、佐藤隆治君、染谷和博君、石井めぐみさん、根岸裕美子さんが茨城県南水道企業団議会議員に当選されました。ただいま茨城県南水道企業団議会議員に当選された佐藤隆治君、染谷和博君、石井めぐみさん、根岸裕美子さんが議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

## 日程第 11 選挙第 5 号 龍ヶ崎地方衛生組合議会の議員の選挙について

○議長（岩澤 信君） 日程第 11、選挙第 5 号、龍ヶ崎地方衛生組合議会の議員の選挙を行います。任期満了に伴い、選出する組合議会の議員数は 4 名であります。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により投票により行います。なお、得票数が同数の場合はくじ引により当選者を決定いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議会事務局長補佐 小笠原一裕君が議場を閉鎖〕

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員数は 24 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に金澤克仁君、関川 翔君、染谷和博君、加増充子さんを指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

〔議会事務局長補佐 小笠原一裕君及び議会事務局係長 永井宏幸君が投票用紙を配布〕

○議長（岩澤 信君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔議会事務局次長 澤部 慶君が投票箱を改める〕

○議長（岩澤 信君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員に氏名を点呼させますので、順番に投票願います。

議会事務局次長、澤部 慶君。

〔議会事務局次長 澤部 慶君の点呼に応じ順次投票〕

○議長（岩澤 信君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議会事務局長補佐 小笠原一裕君が議場を開鎖〕

○議長（岩澤 信君） それでは開票を行います。

金澤克仁君、関川 翔君、染谷和博君、加増充子さん、開票の立会いをお願いします。

〔11 番 関川 翔君、16 番 金澤克仁君、19 番 染谷和博君、  
24 番 加増充子君の立会いの下、開票〕

○議長（岩澤 信君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 24 票

有効投票 24 票

無効投票なしです。

有効投票のうち、久保田真澄さん	6 票
杉山尊宣君	5 票
岡口すみえさん	5 票
加増充子さん	4 票
長塚美雪さん	4 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。したがって、久保田真澄さん、杉山尊宣君、岡口すみえさんが、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に当選されました。

加増充子さんの得票数と長塚美雪さんの得票数が同数でありますので、地方自治法第 118 条の規定により準用する公職選挙法第 95 条第 2 項の規定によって当選者はくじで決定することになりました。

くじの手續について申し上げます。くじは被選挙人が議場におられますので、被選挙人にくじを引いていただきます。くじは 2 回引きます。第 1 回目はくじを引く順番を決めるためのものです。第 2 回目はくじの順番に従い、当選人の——当選人を決定するためのものです。くじは抽せん棒によって行います。「くじの 1」を「1 番」または「当選」と、「くじの 2」を「2 番」または「落選」とします。

加増充子さん、長塚美雪さんの登壇を願います。

〔1 番 長塚美雪君、24 番 加増充子君登壇〕

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君、関川 翔君、染谷和博君、加増充子さん、くじの立会いを願います。

〔「不正がないか」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 立ち会いのほう、加増充子さんが、こちら立会いではなくくじのほうを引いていただきますので、立会いのほうは結構でございます。

まず、くじを引く順番をお決め願います。先例により、議席番号の後ろのほうから——後ろの方からくじをお引き願います。

加増充子さん、くじを引いてください。

〔11 番 関川 翔君、16 番 金澤克仁君、19 番 染谷和博君立会いの下、  
24 番 加増充子君くじを引く〕

○議長（岩澤 信君） 次に長塚美雪さん。くじを引いてください。

〔1 番 長塚美雪君くじを引く〕

○議長（岩澤 信君） くじを引く順序が決定しましたので報告します。まず初めに加増充子さん、次に長塚美雪さん、以上の順序でくじを引くことになりました。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。

加増充子さん。くじを引いてください。

〔24 番 加増充子君くじを引く〕

○議長（岩澤 信君） 次に、長塚美雪さん。くじを引いてください。

〔1番 長塚美雪君くじを引く〕

○議長（岩澤 信君） くじの結果を報告します。くじの結果、加増充子さんが当選人と決定しました。ただいま当選された久保田真澄さん、杉山尊宣君、岡口すみえさん、加増充子さんが議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

## 日程第12 選挙第 6号 取手地方広域下水道組合議会の議員の選挙について

○議長（岩澤 信君） 日程第12、選挙第6号、取手地方広域下水道組合議会の議員の選挙を行います。任期満了に伴い、選出する組合議会の議員数は7名であります。選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により投票により行います。なお、得票数が同数の場合はくじ引により当選者を決定します。

議場の閉鎖を命じます。

〔議会事務局長補佐 小笠原一裕君が議場を閉鎖〕

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員数は24名です。

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に金澤克仁君、関川 翔君、染谷和博君、加増充子さんを指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

〔議会事務局長補佐 小笠原一裕君及び議会事務局係長 永井宏幸君が投票用紙を配布〕

○議長（岩澤 信君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔議会事務局次長 澤部 慶君が投票箱を改める〕

○議長（岩澤 信君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員に氏名を点呼させますので、順番に投票願います。

議会事務局次長、澤部 慶君。

〔議会事務局次長 澤部 慶君の点呼に応じ順次投票〕

○議長（岩澤 信君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議会事務局長補佐 小笠原一裕君が議場を開鎖〕

○議長（岩澤 信君） それでは開票を行います。

金澤克仁君、関川 翔君、染谷和博君、加増充子さん、開票の立会いをお願いします。  
書記席の前までお願いします。

〔11 番 関川 翔君、16 番 金澤克仁君、19 番 染谷和博君、  
24 番 加増充子君の立会いの下、開票〕

○議長（岩澤 信君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 24 票

有効投票 24 票

無効投票なしです。

有効投票のうち、入江洋一君	4 票
落合信太郎君	4 票
佐野太一君	4 票
山野井 隆君	3 票
金澤克仁君	3 票
海東一弘君	3 票
小堤 修君	3 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は1票です。したがって、入江洋一君、落合信太郎君、佐野太一君、山野井 隆君、金澤克仁君、海東一弘君、小堤 修君が取手地方広域下水道組合議会議員に当選されました。ただいま取手地方広域下水道組合議会議員に当選された入江洋一君、落合信太郎君、佐野太一君、山野井 隆君、金澤克仁君、海東一弘君、小堤 修君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

### 日程第 13 選挙第 7 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について

○議長（岩澤 信君） 日程第 13、選挙第 7 号、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を行います。本市議会選出議員の欠員に伴い選出する組合議会の議員数は、1 名であります。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により投票により行います。なお、得票数が同数の場合はくじ引により当選者を決定します。

議場の閉鎖を命じます。

〔議会事務局長補佐 小笠原一裕君が議場を閉鎖〕

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員数は 24 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に金澤克仁君、関川 翔君、染谷和博君、加増充子さんを指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

〔議会事務局長補佐 小笠原一裕君及び議会事務局係長 永井宏幸君が投票用紙を配布〕

○議長（岩澤 信君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被

選挙人の氏名を記載してください。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔議会事務局次長 澤部 慶君が投票箱を改める〕

○議長（岩澤 信君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員に氏名を点呼させますので、順番に投票願います。

議会事務局次長、澤部 慶君。

〔議会事務局次長 澤部 慶君の点呼に応じ順次投票〕

○議長（岩澤 信君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議会事務局長補佐 小笠原一裕君が議場を開鎖〕

○議長（岩澤 信君） それでは開票を行います。

金澤克仁君、関川 翔君、染谷和博君、加増充子さん、開票の立会いをお願いします。書記席の前までお願いします。

〔11 番 関川 翔君、16 番 金澤克仁君、19 番 染谷和博君、  
24 番 加増充子君の立会いの下、開票〕

○議長（岩澤 信君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 24 票

有効投票 24 票

無効投票なしです。

有効投票のうち、久保田真澄さん 19 票

遠山智恵子さん 4 票

長塚美雪さん 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。したがって、久保田真澄さんが茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。ただいま茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された久保田真澄さんが議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

ここで議長から申し上げます。令和6年2月14日、取手市選出の利根川水系県南水防事務組合議会議員を齋藤久代さんが辞職したことにより欠員が生じました。これに伴い、本日付で同組合議会議長から欠員の選出について依頼がありました。同組合議員の補欠選挙について、これを緊急事件と認め、日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にし

たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、利根川水系県南水防事務組合議会議員の補欠選挙を緊急事件として、この際日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程  
第 2 利根川水系県南水防事務組合議会議員の補欠選挙

○議長（岩澤 信君） 追加日程第2、利根川水系県南水防事務組合議会議員の補欠選挙を行います。同組合議会議員辞職による欠員に伴い、選出する組合議会の議員数は1名であります。

お諮りします。選挙の方法は投票、指名推選のいずれかの方法にいたしますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） ただいま指名推選との声が上がりました。したがって、選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

ここで事務局に資料を配付させます。そのままお待ちください。

〔議会事務局長補佐 小笠原一裕君及び議会事務局係長 永井宏幸君が資料を配付〕

○議長（岩澤 信君） それでは、利根川水系県南水防事務組合議会議員にサイドブック스에登載したとおり、——訂正します。御手元に配付した資料のとおり、住所、取手市新町4-12-12、氏名、古谷貴子さん、年齢63歳を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました古谷貴子さんを利根川水系県南水防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました、住所、取手市新町4-12-12、氏名、古谷貴子さん、年齢63歳が利根川水系県南水防事務組合議会議員に当選されました。ただいま利根川水系県南水防事務組合議会議員に当選された、住所、取手市新町4-12-12、氏名、古谷貴子さん、年齢63歳が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

それでは休憩いたします。

午後 2時13分休憩

午後 2時25分開議

○議長(岩澤 信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第14 議案第 1号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

○議長(岩澤 信君) 日程第14、議案第1号、取手市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長(中村 修君) それでは、議案第1号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。本件につきましては、戸籍法の改正により、令和6年3月1日から戸籍証明書等の広域交付が開始することに関連して、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴い、手数料の新設を行うほか所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。以上、提案理由をご説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(岩澤 信君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。

質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は議題となっている事件について疑義をたすための――疑義をたすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。なお、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番(本田和成君) 日本共産党の本田和成でございます。議案第1号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由について質疑をいたします。「戸籍法の改正を踏まえて地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴い、手数料の新設を行うほか所要の整備」とありますけども、この議案の中で新設された部分というのはどこでしょうか。

〔2番 本田和成君質疑席に着席〕

○議長(岩澤 信君) 市民課長、安田徹也君。

〔市民課長 安田徹也君登壇〕

○市民課長(安田徹也君) お答えいたします。新設された部分については、戸籍識別符号――戸籍電子証明書提供用識別符号というところになります。以上です。

〔市民課長 安田徹也君答弁席に着席〕

○議長(岩澤 信君) 本田和成君。

○2番(本田和成君) 改正後なので番号が振ってあると思うんですけども、これのどこの部分ですか。何番か教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長(岩澤 信君) 答弁を求めます。

市民課長、安田徹也君。

○市民課長(安田徹也君) お答えいたします。議案のほうで出ているとおりに——議案の中で出ています4ページ——4ページ。

○2番(本田和成君) 4ページですか。

○市民課長(安田徹也君) 4ページの(19)というところと、それと(20)——次のページ5ページになります(20)の2つになります。以上です。

○議長(岩澤 信君) 本田和成君。

○2番(本田和成君) どうもありがとうございます。じゃあ、識別符号についてお聞きします。戸籍電子証明書提供用識別符号、これというのはどういったものなのか、説明をお願いします。

○議長(岩澤 信君) 答弁を求めます。

市民課長、安田徹也君。

○市民課長(安田徹也君) お答えいたします。戸籍電子証明書提供用識別符号とは、従来、戸籍謄本とか、そういう全部事項証明を印刷して交付する代わりに、戸籍の電子記録の情報として提供するための数字符合になります。言うなれば、戸籍情報を確認するためのパスワードに当たるものになります。以上です。

○議長(岩澤 信君) 本田和成君。

○2番(本田和成君) ありがとうございます。この符号というのは、具体的にどういった場面で利用ができるのでしょうか。

○議長(岩澤 信君) 市民課長、安田徹也君。

○市民課長(安田徹也君) お答えいたします。その符合なんですけれど——符号なんですけれども、こちらについては現在のところ、3月1日施行する際には、まだ行政機関等で端末などの機械などが設置されていないので、一応使えないような形にはなるんですけれども、国のほうで令和6年度中に機器を順次整備するという形になります。使う場所としては、一例として、パスポートなどを申請する際に、今は戸籍の謄本をつけて、新規の場合は申請するんですけれども、その場合にその謄本の代わりにその識別符号をつけて、そうすると申請された先がその識別符号、数字16桁——英数字の16桁になるんですけれども、それを戸籍——法務省の戸籍連携サーバーというところにそのパスワード——符号を示して情報を見られるような形になります。そういった一例で、行政機関、いろいろと申請に際して戸籍を——戸籍の謄本をつけるところに関しては、そういう識別符号にこれからなるのではないかと思います。

○議長(岩澤 信君) 本田和成君。

○2番(本田和成君) ありがとうございます。この識別符号なんですけども、これは戸

籍のそれぞれの各位の国籍にそれぞれついている数字という認識でよろしいでしょうか。

○議長(岩澤 信君) 市民課長、安田徹也君。

○市民課長(安田徹也君) お答えします。個人番号とか、そういうものにひもづけされているものではなくて、その時その時、申請されたときに出る番号になる——番号というか符号なりますので、1回1回変わるものになります。いわゆる本当にパスワードみたいなもの、以上です。

○議長(岩澤 信君) 本田和成君。

○2番(本田和成君) どうもありがとうございます。例えばこれ電子ということは、オンラインとかそういった行政手続で利用するようなケースもあり得るということでしょうか。

○議長(岩澤 信君) 市民課長、安田徹也君。

○市民課長(安田徹也君) お答えいたします。今のところは紙で出すような形なので、将来的にはなる可能性ありますけれども、まだそういうところは示されていない状態です。以上です。

○議長(岩澤 信君) 本田和成君。

○2番(本田和成君) 先ほど、まだ利用ができないということなんですけども、どこでも利用ができないという状況という認識でよろしいでしょうか。

○議長(岩澤 信君) 市民課長、安田徹也君。

○市民課長(安田徹也君) お答えいたします。今のところ、どこでも利用できないという状態になります。以上です。

○議長(岩澤 信君) 本田和成君。

○2番(本田和成君) 分かりました。あと先ほど市長の説明のほうから、「広域交付を開始」という言葉があったんですけども、これちょっと具体的にどういったことなのか、教えてください。

○議長(岩澤 信君) 市民課長、安田徹也君。

○市民課長(安田徹也君) お答えいたします。現在、戸籍謄本とか全部事項証明——戸籍の証明書、こちらについては本籍地——御自身の本籍地でしか謄本を取ることができない状態なんですけれども、今後、令和6年3月1日以降、例えば守谷市とかほかの市町村に本籍を置いてても、取手市の市民課のほうで取れるような形、戸籍が証明ができるような形になります。こういったことを全国的に一斉に始めることで、仕事場——東京に行っている方が区役所とか、そういうところですぐに取れるような形になってくるかなと思います。以上です。

○議長(岩澤 信君) 本田和成君。

○2番(本田和成君) すみません、ありがとうございます。この戸籍法の改正を踏まえてということなんですけども、この戸籍法の改正というのは、国会で成立した戸籍法の改正の一部改定によるものというふうに——だと思っておりますけども、これは2019年の5月に成立した戸籍法の一部改定によるものという認識でよろしいですか。

○議長（岩澤 信君） 市民課長、安田徹也君。

○市民課長（安田徹也君） そうです。令和元年の5月に改正されたものになります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。あと、この提案理由の中に、「手数料の新設を行うほか所要の整備を行う」と出てるんですけども、この「ほか所要の整備」というのは、これは何を指しているのか、教えてください。

○議長（岩澤 信君） 市民課長、安田徹也君。

○市民課長（安田徹也君） お答えいたします。本籍地——現在、本籍地以外では戸籍の謄本を取ることができないので、その戸籍法の一部改正を受けて、地方公共団体の手数料に関する政令の一部も改正して戸籍謄本などを広域的に取れるような形にするので、今まで手数料として出してる戸籍謄本の手数料、そういうところに広域で取れるような戸籍手数料を加えるという形で、金額については変わらないような状態です。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。戸籍のほうは——情報が法務省のほうでまとめられてということなんですけども、これ例えばマイナンバーとか、そういうものとひもづいてこの情報が取れるようになったということでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 市民課長、安田徹也君。

○市民課長（安田徹也君） マイナンバー——お答えします。マイナンバーとひもづけということはないです。戸籍の符号というのが単独で動いてるような状態になります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） この戸籍の情報——戸籍の情報が符号とマイナンバーがひもづいているということではなくて、そうじゃなくて、このシステム上をマイナンバーを利用した——利用することによって、例えば広域の交付、あとは一括の法務省での管理ができるようになったという認識でよろしいですか——そういうわけではない。

○議長（岩澤 信君） 市民課長、安田徹也君。

○市民課長（安田徹也君） お答えします。マイナンバーの——マイナンバーに関して一括でというのは、まず今のところはないです。単独で法務省の連携サーバーのほうで、こちらの符号を使って電子情報を見られるという形で今動いてます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。マイナンバー、今いろいろと行政手続に使われてると思うんですけども、やはり懸念されるのが情報の漏えいだと思うんです。先ほど符号について、いろいろまだ使える場所がないということなんですけども、今後オンライン上とか、あとはマイナンバーのひもづけ、こういったことというのは可能性とか、考えられていることというのはありますか。

〔「実質的に聞いてもしようがないですよ」と呼ぶ者あり〕

○2番（本田和成君） ああ、そうなんだ。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） お答えします。なかなかちょっと繰り返しの答弁になってしまいうんですけども、今のところ市としては、このマイナンバーカードに戸籍をひもづけるような考えではありませんが、将来的にはやはり国のほうでも考えていかなければいけない、そういった案件にはなるとは思いますが、まだその辺ははっきりと示されておりません。ただ、今マイナンバーカードを使ってコンビニ等で住民票であったり課税証明書を発行することができます。それ今取手市のほうでは、戸籍に関しては、このマイナンバーカードを使ってコンビニでの交付ができない状況になってるんですけども、そこを今、一生懸命見直しをかけておりまして、近い将来にはそのような形で、マイナンバーカードを使ってコンビニ等での戸籍謄本の交付もできるような形で進めていきたいと今計画しているところです。

○2番（本田和成君） すみません……

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） （続） どうもありがとうございました。非常に分かりやすく教えていただきまして、どうもありがとうございます。以上で終わります。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑ありませんか。  
細谷典男君。

〔17番 細谷典男君登壇〕

○17番（細谷典男君） 17番、細谷でございます。議案第1号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、質疑をいたします。先ほどの質疑と重ならないようにしたいと思いますが、問題意識は大体同じでございます。この条例は2つの要素からできてるんじゃないかと思うんです。戸籍法の改正、3月1日に改正されると、これ大変便利になる改正だと思います。もう一つは手数料、これは総務省のほうで手数料の標準というのをつくって各地方自治体で標準化していこうと。この手数料も、物価が上がったり人件費が上がったり、いろいろ手数料と実際の価格が乖離するようなこともあるんで定期的に見直しをしているというのが、今回重なって出てきてるかというように思います。で、所要の整備、どの点が所要か、あるいは新設かというのは、今議論出てましたので具体的にお聞きしたいと思うんですが、改正前、手数料の額については全て「件」という単位で表されておりまして、1件2件の「件」です。改正後は、謄本は「通」、そして証明事項は「件」、届出申請の受理などの証明書は「通」というふうになってます。大体証明書の数え方は「枚」と——1枚2枚とか、封筒で出す場合は1通2通とかという数え方が通例だと思うんですが、この単位の変更理由についてまずお聞きしたいと思います。

〔17番 細谷典男君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

市民課長、安田徹也君。

○市民課長（安田徹也君） お答えいたします。手数料の単位の変更についてなんですけ

れども、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の単位に今回合わせた、統一させていただいたような状態になっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 今まででは取手独自の単位でやっていたけども、今度は合わさせていただいたということで了解しました。本籍地がどこでも最寄りの市町村で謄本が取れるということになるわけですが、それが3月1日ということになっておりますが、今回の手数料条約改正——この条例は、それと関係があるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 市民課長、安田徹也君。

○市民課長（安田徹也君） お答えいたします。令和6年3月1日から本籍地以外の市町村で戸籍全部事項証明などを交付することができるようになるために、現行戸籍全部事項証明などの交付発行手数料と合わせて、新たに戸籍全部事項証明等の広域交付発行事務手数料を加える必要があり、今回の手数料条例の改正という形になります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 広域交付するには、条例を改正しなくちゃならないということですね。請求額は他市町村の謄本を取ろうとした場合、どういうレベルになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 市民課長、安田徹也君。

○市民課長（安田徹也君） お答えいたします。新たに戸籍電子証明書提供用識別符号発行事務についての追加というところ以外は、現行の手数料と変更ありません。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） そうしますと、この他市町村のも発行できますよというのは、この条文の中のどこに書き込まれているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 市民課長、安田徹也君。

○市民課長（安田徹也君） お答えいたします。戸籍法の改正により、条文が今後追加される第120条の2の記載の中に、指定市町村長の部分という形になってきます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 現在の戸籍法には120条の2はないんですよ。ない条文を今回の条例の改正案に入れ込んでいるんです。施行は3月1日ですから、法律は公布されたとしても存在しないんです。これで議案を審議することになってるわけですが、この現在存在しない法律120条の2を用いて審議することについて、どのような——提案されたとき——お考えで提案されたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） お答えします。今回の政令の改正、令和6年3月1日施行ということで進めさせていただいております。これは政令で決定しておりますので、この広域化——広域交付に関しましては、それに基づいて進めさせていただきます。なので、や

はり今回の手数料条例の改正とはまた別に広域交付ができる——3月1日からできるということは進めていくべきものなので、手数料条例に関しての改正は、今回このタイミングで条例として——条例改正の提案とさせていただいたんですけども、広域交付ができる部分については3月1日からも決定していることですので、進めさせていただくような流れで、今回やらせていただいております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 施行日は法律文に書いてありますからそうなんですけども、しかし、施行までにこの法律が変わる可能性なきに——ないことはないんですよ。その場合どうということになりますか。つまり、まだ存在しない法律で議案審議しているということについて、変わる可能性もあるということについてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） 確かにそのような御意見あるかもしれませんが、政令で決定したことはもうそのまま進めていくということで、変わる可能性があるということは想定しておりません。3月1日にはもう施行されるということで進めさせていただいている状況です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 答弁としては、変わった場合は変わったような条例にするということになるかと思えます。了解しました。

もう一つ、電子証明書提供用識別番号なんですけれども、これ議論されましたけれども、この言葉は、私は条例の中で初めて出てきた用語ではないかと思うんですけども、この点についてお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

市民課長、安田徹也君。

○市民課長（安田徹也君） お答えいたします。細谷議員の言うとおりになんですけれども、戸籍法の改正により発生した用語という形になります。その中で、用語の解説とか、必要であればその用語についてホームページ等で周知はしていきたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 初めての言葉で今議案審議しているわけで、この議案審議のときの説明資料としてあって欲しかったなということでございます。先ほど、3月1日から実施ですけど、この識別番号については使えないというような御答弁だったと思うんですが、この識別番号はこの時点で発行できると思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 市民課長、安田徹也君。

○市民課長（安田徹也君） お答えいたします。発行は、識別番号については発行はできます。ただ先ほども申して——言ったとおりになるんですけども、行政機関等そういう機器の整備ができておりませんので、交付して発行したところで、使えるところが今のと

ころはないと。国のほうでは平成6年度中に——すみません、令和6年度中に行政機関のほうを整備するという形では聞いております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 発行はできるけれども、これに対応する行政機関がないということですから、これは本当に非常に便利な制度なんで、行政機関にも働きかけて、なるべく速やかにこれが実施できるように取り組みをいただきたいと思います。今回の条例改正は、これがなければ3月1日から広域交付はできないということで、今回条例提案されました。これは今まさに議決されようとしているときなんですけども、実は今日の広報とりで2月15日号に、最寄りの市町村窓口で戸籍証明書などが取得できますという案内がされてるんですよ。これ、まだ議決終わってません。今朝の新聞にこれが入ってるわけですけども、この点について、この議会の審議をどのように考えたのか。この広報発行に当たって、本日、この本会議に上程されている手数料改正条例の議案についてどのように受け止めていたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） お答えします。私も本日2月15日付の広報を持ってまいりました。このような形で、3月1日から広域的に戸籍の証明書などの交付が受けられるということで住民の皆様にお知らせした次第です。先ほどから申し上げてますとおり、戸籍法の一部改正、政令が3月1日——令和6年3月1日から施行される——政令の施行がされるということは揺るぎない事実であり、これは決まっていることですので、その旨をこちら広報で皆様にお知らせさせていただきました。3月1日からは本籍地である市区町村以外でも取れるというところでは、皆様に知っていただく必要がある。ただし、今回この広報紙に載せているのは、今回皆様に御審議いただく手数料に関する部分は一切載せておりません。手数料の条例の一部改正については、今回このタイミングで皆様に御審議いただき、議決していただくことになっておりますので、ここに今回の広報に載せて——載せさせていただいたことは、政令で決まっている広域交付ができるということ、そこを掲載させていただいた次第でございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） これは識別番号も発行できるし、広域交付もできるんですよ。できるんだけど、手数料が取れないじゃないですか、この議決がされなければ。これ見て、皆さん、取れますねと来る。何らかの事情でこの議決ができなかったとなれば、これ、どうなりますか、無料で発行するということとなりますか、この点について真剣に考えてくださいよ。こういう広報を出せば、これは手数料書いてないから、それは別のことなんですよというふうにはなりませんよ。これが広報されれば、みんな便利になったねと。みんなこれで他の——実家のほうも取れるんだとなつて、みんな喜ぶはずなんですよ。で、行って見て、この議会での議論、そしてこの議決、この前提があつてこれが成り立つんで、15日にこれを周知したというのは間違いだというふうに思いますけども、それでも言い

張りますか——どうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） おっしゃてることはよく分かります。これを見たお客様は、どこでも取れるようになるわけですから、もう交付しに来ますよね、受けに来ます。じゃあ手数料の発生という形にはなるんですけども。繰り返しにはなってしまうんですが、皆様の議決をいただくということを——も信じておりますので、3月1日からこの制度——この制度がもうスタートすることを、また皆様にはきちんとお知らせする。そういった必要性がありますので、そこを前面に出させていただいた次第でございます。申し訳ありません。

〔「部長、今のおかしいよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 私も総務部長を信じております。本当にいい制度ですから、お互い信頼関係を持って、この制度をスムーズに運用できるようにしたいと思います。ただ、この広報の発表の仕方、これについては一考をお願いして私のほうの質問を終わりたいと思います。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑ありませんか。

遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。先ほど来の我が党の本田議員、そして細谷議員の質疑を——質疑でよく聞いてたつもりなんですけど、私が理解できないのかなあ。広報に「取得できます」と出てるわけですよ。でも、先ほど安田課長からの説明・答弁だと識別符号云々とありましたけど、でも問合せするその行政機関はまだできてませんということで——ということは、この広報との整合性——取得できますよというのと、先ほど来の答弁と、ちょっと私は納得というか理解できないんですけど、その辺、いま一度。できるようになるの、3月1日から。改めて質疑します。

〔23番 遠山智恵子君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） すみません。なかなか答弁のほうに分かりにくくて申し訳ございません。戸籍自体を紙ベースで出力して必要な場所に提出するとかは、どこの市区町村でも3月1日からできる。で、先ほど申し上げている、この分かりづらい識別符号番号ですよ、16桁になると予想されますけども、こちらについては紙ベースであなたから申請の上だった戸籍が欲しい。紙ベースでは出しません。その代わり番号で紙に印字したものをお渡しします。その番号を、例えばなんですけど、自分の年金の裁定請求——年金事務所とかに行くと、そのときには戸籍謄本が必要になってきます。でも紙ベースで行かずに、その番号を持っていけば、その事務所の職員がその番号をそのシステムに——それがまだ整備されてないんですけども……

○23 番（遠山智恵子君） ですよ。

○総務部長（鈴木文江君） （続）そこに入力して戸籍の情報を画面上で確認する。そこでまだ紙ベースで印刷するわけではない。そういった紙ベースで持っていく——紛失のおそれがあるとか、そういったものの手間暇をなくすためにこの識別番号、この符号が振られるわけなんですけども、紙で出すことは、3月1日からどこの市区町村でもできますので、ただし番号で——紙で出さずに番号を交付させていただいて、番号で相手先が画面上で確認する、そこがまだできないという形になるんです。そのシステムがまだ整っていないということなんです。

○23 番（遠山智恵子君） これとの整合性というか、できますよというのと……。

○総務部長（鈴木文江君） （続）あくまで紙の交付はできるというなんです。今までどおり、戸籍謄本等を自分の本籍地でしか取れなかったものが、どこの市区町村でも紙ベースで戸籍謄本の出力をさせていただいてお渡しすることが、3月1日からできるようになりますということなんです。分かりづらくて申し訳ありません。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） ということは、この広報で示されたように、例えば私の場合、長崎という場合は、今まで兄弟に頼んで向こうから——役場から取って送ってもらったという経緯があるんですけど、その場合、この識別番号を送るなりオンラインでというかネットで届けて、今度それでもらえるということになりますか。そういうふうにも取れるんですけど——どこでも取れるよと。

○議長（岩澤 信君） 市民課長、安田徹也君。

○市民課長（安田徹也君） お答えいたします。広報に出てるものについては、今まで戸籍謄本とか名前とか全部載ってる、あのものが取手市役所でも取れるという形……。

○23 番（遠山智恵子君） 番号だけで済むということになりますね。

○市民課長（安田徹也君） （続）はい。ただその中で、戸籍法の改正の中で符合というのも出て、その符合というのは、目で見て見えるものじゃなくて数字の羅列だけになってるので、それについては、それも出すことはできるんですけども、まだそれを出して行政機関とかそういうところでその識別番号を入れる機械が、照会する機械がまだないので、この広報に出てるのは、今までどおりの戸籍謄本を本籍地以外でも出せるような形になります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） じゃあ戸籍謄本が必要だと言われている、年金事務所なら年金事務所にその番号を持って行って、そこで向こうが——事務所がそれを見て取れるというか、分かるというふうになりますよということなんです。分かりました。

もう一点は、今、細谷議員が取り上げましたけど、やっぱりちょっと今の総務部長の発言は議会軽視甚だしいと私は思っています。議長、ちょっと検討をお願いします。会派代表者会議なり。今の答弁、おかしい。そのことをちょっとこの場で言うておきます。質疑は以上です。

〔議場騒然〕

○議長（岩澤 信君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。討論は、議会基本条例第11条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また、会議規則第69条に、表決には条件をつけることはできないとあります。反対の内容をとうとうと発言して終わってみれば賛成すること及び何々を求めて賛成・反対との討論は行わないよう厳しく注意いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対からです。反対討論からです。

本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 日本共産党の本田和成でございます。議案第1号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。まず戸籍というのは、個人の姻戚関係など、ルーツ、こういったものを含めた極めてセンシティブ情報でございます。今回の条例改正は、2019年の5月の戸籍法の一部改定によるものということが、先ほど説明がありました。このときに国会の中でも、その戸籍の扱いについて、かなりの漏えいがあったりとか、流出がある、こういったことがやはり指摘がされております。今回の戸籍の識別ナンバー、符合、これをつけるということは、今後マイナンバーへの参加、これがやはり懸念がされるのではないかと私は考えております。また、広域での——本籍地以外でも戸籍謄本が取れるということは、利便性が高まる——これは非常によく分かります。ぜひやっていただきたいと思うんですけども、やはり1か所で膨大なその個人情報——戸籍というのは究極の個人情報だと思いますので、そこが1か所で管理蓄積される、もしくはそこで見られる、こういったことは、同じく情報の漏えい、流出、こういったことが懸念がされるのではないかと。そういったところから、やはり市民の個人の情報が保護されて人権尊重がされるか、非常に重大な問題だと私は考えております。日本共産党の市議団は、マイナンバー制度など個人についての尊重、こういったことを非常に重視してきました。そういった立場から一貫して反対をしてきました。以上の理由から反対の討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかに討論ありませんか。——討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。——訂正します。以上で討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。本日メールでお送りした入室コードを入力してください。

[入室コードを議員が入力]

○議長（岩澤 信君） 入力できましたでしょうか。全員の入室を確認しました。

議案第1号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

### 日程第15 議案第 2号 5社総交公区第1－8号駅前交通広場整備工事その6請負契約の締結について

○議長（岩澤 信君） 日程第15、議案第2号、5社総交公区第1－8号駅前交通広場整備工事その6請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長、中村 修君。

[市長 中村 修君登壇]

○市長（中村 修君） 議案第2号、5社総交公区第1－8号駅前交通広場整備工事その6請負契約の締結についてであります。本件につきましては、さきの令和5年第4回定例会において議決いただきました補正予算を活用いたしまして、駅前交通広場の供用開始に向けた整備工事を行うため、本契約を締結するものであります。工事内容につきましては、駅前交通広場の供用開始を目的とした舗装工事や道路附属施設工事を行い、併せてペDESTリアンデッキ延伸部のシェルター設置や新設階段の意匠工事？困障工事では？を行うものであります。契約内容につきましては、請負業者が常総・大竹特定建設工事共同企業体で、契約金額は2億6,345万円となり、請負率が98.48%であります。契約期間は、議会議決の日の翌日から令和6年3月29日までであります。詳細につきましては、御手元の説明資料を御参照ください。以上、提案理由をご説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

細谷典男君。

[17番 細谷典男君登壇]

○17番（細谷典男君） 細谷でございます。議案第2号、5社総交公区第1－8号駅前交通広場整備工事その6請負契約の締結について、質疑いたします。区画整理事業もいよいよ大詰めとなってまいりました。思い起こせば31年前になりますか、工事始まりましたけれども、長きに渡りました。費用も第7回の事業変更を行いまして、214億円ということでございます。何としましてこれは仕上げていただかなければならないと、そういう立

場で質疑させていただきます。この駅前工事については、ずっと都市整備部とも議論させていただいてますし、何としてもやらない？やるしかない？のは同じ思いなんですけども、しかし、先立つものがなかなか用意されない、国からの内示が待ち遠しく待っていたわけなんですけども、これが昨年12月の定例会最終日に予算が決定いたしました。最終日12日でございます。このことで——このことは予算を決定したわけなんですけども、なぜこの案件が入札日が令和6年1月26日、これほど遅いのか、この点についてまずお聞きしたいと思います。

〔17番 細谷典男君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは御質疑にお答えをさせていただきます。さきの12月定例会の補正予算の議決をいただいた後に、即日工事のほうを起工いたしまして手続を進めてまいりました。入札の公告から入札までの期間につきましては、工事業者からの入札参加申請受付期間、これを公告から10日以内に設定をいたしまして、またその業者が工事金額の積算を行う期間、これを15日以上とする旨が法令で定められております。そのため、入札の公告がなされましてから約1か月程度の期間は必要となります。本案件につきましては、入札日が1月26日、仮契約日が1月30日となりまして、今回のこの本議会におきまして、契約締結の議案を提出させていただいているというものでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） この駅前交通広場の整備計画、当初お聞きしたのは前期と後期に分けて、この2つぐらいで順番にやっていくというふうにお聞きしておりました。ところがこの工事がもうその6——6になってると。まとまって発注できなかったのがここに現れてるんじゃないかと思えます。この間、資金の調達で都市整備部が御苦労されてるのはよく分かっておりますし、本当に頑張っていたらというの理解するわけなんですけども、しかしその6ということは、その7もあるわけですよ。まだこれで完璧に終わるわけじゃないと思えますんで、このように遅れてくる——これは都市整備部だけの問題ではなくて、国からの内示の大きな要素がありますけれども、しかし、本来ならば発注して、もう今頃もうそろそろ終わるかなという時期だったわけなんですけども、このことについて、ただ単にこの内示が遅れただけでこれが遅れたのか、やるべきことがもう決まってるわけですから、この入札においてももっとスピードアップができなかったのか、このことについてもう少しお聞きしたいと思えます。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） それではお答えします。確かにその6という工事になってしまいました。年度当初はその4という工事を議会の議決をいただいたところでござい

ます。その当時、出したかったんですが、やっぱり当初、国補、国庫補助金の減配によりまして交通広場の仕上げ工事の発注が遅れてしまいました。再三、国の補助金の追加要望を茨城県や国に対して継続的に行ってまいりました。また、致命的に遅れないように、県内の調整で頂いた補助金や起債事業を組み合わせまして、それでその5の工事も発注させていただいたところでございます。そのような中、12月の議会で補助金の内示を国のほうからいただいて——いただいておりまして、それで今回、補正予算の承認をいただいて、今回その予算を活用して、最低限ではありますが仕上げ工事を発注したものでございます。その7というのなんですが、今回補正予算のときにも説明させていただいたんですが、やっぱり要望どおりつかなかったものですから、ちょうどアトレ側のバスシェルターの部分がちょっと残ることになります。ですから、まずは供用開始をさせて、それは今度の令和6年度の内示をいただいて、そこで発注していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 供用開始は、この工事部分だけで終わるということでよろしいんですか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。暫定供用という形にはなるかとも思いますけれども、先ほど課長が申し上げましたよう、駅ビル側の部分のバスシェルター、これ計画しているんですけれども、その部分はこの後の新年度予算におきまして対応していきたいと思っておりますけれども、必要最低限供用開始ができるような状況で今後進めていきたいというふうに思っています。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 暫定では話にならないわけですよ。今A街区のバスターミナルや、それを移してそこを開発に使えるようにしなくちゃいけないんで、このことについて進められるのかどうかということでございます。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。言葉は「暫定」という言葉を使わせていただいたんですけれども、供用開始という状況を——ができるような形で進めてまいります。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） それでは入札、こうなったということは致し方ないとして、入札して契約が1月30日です。1月30日契約したら、なぜすぐに発注しないのか。何しろこれ早くと言ってるのは、ずっと議会でも議論されてます。早期終結なんですよ。区画整理事業の早期終結がもう一番求められている。ですから一日でも早く終わらせなくちゃいけない。そしたら、もう入札終わって仮契約も終わったんだから、議会開いて議決すればすぐ発注できるじゃないですか。なぜそれができなかったんですか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。2週間後に市議会議員選挙の後に臨時議会も開催されるという予定も聞いておりましたので、予定的には、一番最短で提出をさせていただくほうが最も工事の進捗により影響を与えると、そのような思いから、今回の提出をさせていただいたところでございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 意識がちょっと違うんですよ。事業が中断する、地権者の皆さんは、中断させてしまっているわけですから、中断補償、当然支払わなくちゃならないんですけども、しかし、市民の側からすれば、これはいつときも早く終わらせたい。その気持ちがあるわけですよ。そのためには区画整理を終わらせなくちゃいけないんですけども、いつときも早く終わらせる、営業中断補償を早く打ち切ると、これが求められてると思うわけですけども。市民の皆さんによく理解してもらうために、営業中断補償、1か月遅れるとどのぐらいかかるのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） お答えします。中断移転補償につきましては、1か月おおむね1,000万円となっております。そのため、最速で効率的な工程を構築して、できるだけ早く工事を進めていきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 机上の計算にはなってしまうんですけども、30日に議決してれば、2週間前ですから一月の半分、500万円は節約できたんですよ。これをこういう意識で1日1日、何とか早く終わらせるという努力をしてもらわなくちゃいけないだろうというように思います。あと、この契約で行くと工期が3月29日となっております。この工事で供用開始まで行くんだというお話なんですけども、この1月29日まで、これで駅前交通広場の供用開始は可能なかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） お答えします。今現時点につきましては、交通広場の供用開始を6月中というように目標で考えております。具体的な日程が決まりましたら、御報告させていただきたいと考えております。工期の変更につきましては、次期定例会の折、繰越し承認の議案を提出させていただく予定でございます。現場調整させていただきながら、できるだけ早めに工事に着手しまして、部材調達に時間のかかるものについては、本議会の契約締結後即発注をかけて、できる限り工期を縮めるよう努力してまいります。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） そうすると、一体この議案は何だということなんです。この議案は、供用開始をしますと、そして1月——3月29日が工期ですという説明じゃないですか。しかし、もはやもうできません、6月ですと。そうしたらこの審議は一体どうな

るのかということですよ。今お話しいただきましたように、供用開始は6月頃だということであれば、この議案審議、根本的に問い直さなくちゃならないようになってござるを得ないんですよ。この議案の提案の仕方が真摯な——誠実なものなのかどうかというのが問われるんですよ。私は浅野部長も稲葉課長も信じてますよ。本当に頑張ってくれてるというのは分かるんですけども、この議案の出し方は、もう全くいただけないというふうに思うんです。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。契約行為につきましては年度をまたいで一度に、この予定している6月中まで一度に契約できるものでは、もちろん会計法上とかいろいろありますのでできません。過去にも2月に緊急の補正があった際とか、そういうところでも同じように数十日程度でも、年度内で一度契約の御承認をいただいて、さらにその後に繰越しの議決をいただくと、で、そのいただいた後に契約変更を行っていくというような手続をやはり踏んでいかざるを得ないものでございますから、そのような——議員がおっしゃいましたように、この提出したものがというようなことでは毛頭ございませんでございまして、このようなこの制度にのっとして一度3月ということで、契約のほうを締結させていただくというお願いをしているものでございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） そうすると、浅野部長、ここまで来てるわけですから、事実を語ってもらったほうがいいと思うんです。やはり年度末では無理だと、今の状況では。しからばどうなのかということが、次の段階で御説明の必要があるだろうというふうに思うわけです。その際……

[チャイム音]

○17番（細谷典男君） （続）費用のほうなんですけども、費用は第7次事業計画変更で15億円追加して214億円になりましたけれども、この辺にまで影響が及ぶのか。そして供用開始は当然その期間遅れるわけですから、この間、A街区の地権者対応をどうするのかというのは今後開発のほうで出てくると思いますので、その辺十分加味していただいて今後対応していただきたいと、最後、部長の決意を聞かせていただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。これまでもできるだけ早期にこの駅前広場を完了させて、A街区の撤去、そして造成、地権者さんへのお返しというようなことで……

[チャイム音]

○都市整備部長（浅野和生君） （続）進めてまいりました。今後も職員一丸となって、できるだけ早期に事業全体が完了できるように、これは進めていくということで考えておりますので、これからも頑張りたいと、そのように思っています。

○17番（細谷典男君） 時間ありますか。

○議長（岩澤 信君） あと 20 秒ほどあります。

細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） 部長のお考えをお聞きしました。やはりこの都市整備部、皆さん本当に頑張って開発のほうもやってらっしゃいますので、ぜひ最後の総仕上げのところですから、引締めて取り組んでいただくことをお願いしまして、私のほうからの質疑はこれで終わります。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑ありませんか。

加増充子さん。

[24 番 加増充子君登壇]

○24 番（加増充子君） 加増充子です。議案第 2 号の質疑をさせていただきます。先ほど細谷議員のほうからもるる内容ありましたが、私はこの駅前交通広場内、それからペDESTリアンデッキ、階段 2 か所という内容でこの図面も出されたんですけども…

[24 番 加増充子君資料を示す]

○24 番（加増充子君） （続）これをもっと具体的にどのようにしていくのか、まず伺いたいと思います。よろしくお願いします。

[24 番 加増充子君質疑席に着席]

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） それでは、工事の具体的な内容ということで説明させていただきます。本案件につきましては、道路築造工事の最終仕上げとなっております。車道の表層舗装、歩道の舗装をはじめ、植栽工事、照明工事及び道路標識工事設置を行います。またペDESTリアンデッキ上の高欄手すりや歩行者シェルターというような形で、安心して安全で歩行できるような空間を設置できるような工事の内容となっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） それはここに書いてあるとおりなんですけれども、私は……

[「違う予定なの」と呼ぶ者あり]

○24 番（加増充子君） （続）最終仕上げというのはよく分かります。ただ今の現状では相当西口駅前広場——路面ですね——段差が大きい道路も、それから歩道も段差が大きい中で、そこがどのように歩道と道路がどういうふうになっていくのか、そこら辺はどうなってるんですか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。議員おっしゃいますように、今までの旧駅広につきましては、段差の大きいような部分、歩道の据付きがきついような部分、こういうところも多々ありました。今回の整備工事におきましては、このようなど

ころを限りなくこの緩和というかバリアフリーに——バリアフリーの基準にのっとって整備をもちろん進めていくことになります。ですので、今まで見つかった勾配とか、そういうものはもうほとんど解消されるような形で、バリアフリーの基準にのっとった新しい駅前広場に生まれ変わると、このように計画して進めております。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） ありがとうございます。それと、バスシェルターがこれまでの議会でも出されて予算化されてきましたよね。バスシェルター、これ番号で言えば、3番、4番、5番のバスシェルターは既に予算化されてきましたけれども、先ほどの説明だと、アトレ前のバスのシェルターはまだだということなので、これについてはどのような——見通しはどのなんですか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） それではお答えします。先ほども答弁させていただいたんですが、令和6年度の当初予算にて予算、今回、次の定例会のほうで上げさせていただいて、そちらのほうでバスシェルターのほうの施工を行っていきたいと考えております。工事費では、もちろんバスシェルターだけではなくて、A街区を造成するその工事、あと交通広場の接続する都市計画道路、治助坂とか、はなのき通りの整備とか、その辺全て含めて約5億円ほどの工事費を計上させていただいております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 令和6年度の当初予算ということなんですが、先ほどあと——あと5億円はかかるというお話されましたが、そうしますと214億円が総事業として、事業費として事業計画には掲載されてありますよね。そうするとこの214億円では、駅前交通広場も含めた整備は区画整理全体も入っているんだと思いますが、この中にはできないという受け止めでいいんですね。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。令和3年度から5年度にかけ、また現在もというところではありますけれども、部材の上昇というものは止まっておりません。右肩上がっていくようなグラフの状況でございます。こういう中で進めてまいりましたけれども、今後この総事業費につきましては、しかるべき時期に御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、今はこのような形で駅前広場の早期完成に向けて進めていきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） そうすると工事期間なんですが、先ほども出ましたが、令和3年3月29日までになっておりますが、これは年度内ということですからこういう数字が——日程が——期間が出たということだと思っておりますが、来年度、令和6年度には2億6,000万円ですか、それはどのように——繰越しという形になるんでしょうか、具体的にお願いし

ます。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） 繰り返しになりますが、次の定例会のときに繰越し承認の議案を出させていただきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） そうしますと、これまでの担当からの説明は、駅前交通広場の整備終了は春——春という話をずっとしてましたけれど、これが6月ということで初夏に向かっていくということですよ……

〔笑う者あり〕

○24番（加増充子君） （続）私、繰り返しこれ一般質問でも、春ではないでしょう、初夏じゃないですか、秋ですか、というようなことも伺ったことあるんですが、見通しとしては6月頃と言うしかお答えないんでしょうか、具体的にお願いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。今回の工事で、先ほど細谷議員のときの答弁でもお話をさせていただきましたけれども、暫定という形ではあります。アトレ側のほうのシェルターはちょっと除いている状況ではありますけれども、そこを除いた形でも供用開始をさせていただこうということで、今回の工事、契約のお願いをしているところでございますので、6月中を目標に進めていきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 加増さん、質疑が繰り返しになってますので御注意ください。

○24番（加増充子君） 分かりました。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 先ほど暫定供用開始ということで、じゃあ本格的な供用開始というのは、アトレ側のバスシェルターも終わって、それから本格的な供——じゃないんです。どういうふうに考えればいいんですか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） 暫定といいますか、バスシェルターは、申し訳ないんですけどまだない状態で、アトレのない状態でもう切り替えます。新しい交通広場に切り替えまして、それでA街区の今の仮設交通広場を撤去し始めます。だから全部——来年度末にはバスシェルターつながるよう——設置できるように今計画しているところでございます。

○21番（入江洋一君） 加増さん、契約案件についてだよ。工事の中身の内容じゃないでしょう。

○24番（加増充子君） 分かりましたよ。契約ですから中身も聞くしかないじゃないですか。

〔「契約案件」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 契約ですので、その内容を伺っているだけです。

○16 番（金澤克仁君） 工事の中身だったら質疑していい。

○24 番（加増充子君） そうしますと——ちょっと暫定供用開始、それからそれが出てきて、その後、今度はアトレ側のバスシェルター、先ほど年度内、令和6年、年度内ということなんですよね。そこまで引き延ばすんですかね。私今聞き——ちょっと気になったんですが。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） お答えします。今年の6月に切替えを行います。

○24 番（加増充子君） 切り替えるのは。

○区画整理課長（稲葉克彦君） 切替えを行います。で、流れがもう変わります。新しい交通広場の流れになります。アトレのバスシェルターについては、令和6年度に発注しますんで、ただちょっと工事期間かかりますから、それは年度内に設置するという事です。切替えはしますんで、6月に。

○24 番（加増充子君） そこがちょっと、もう一回整理してください。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。ちょっと複雑な言葉を使ってしまったかもしれませんが、切替えを行います。供用開始を新しい広場で行います。そのときには完全な100%の部材が全て備わった状態ではないということなんです。ですので、それが一例を申し上げますと、駅ビル側のほうのシェルターは使っていただいているんですけども、まだ屋根が設置されていないと、そういう状況で皆さんにお使いを——お使いいただくということをお願いしていくというわけでございます。ですので、その後また100%の部材が出来上がるように工事は進めてまいると、このようなところで御理解いただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 加増……。

○24 番（加増充子君） いいです。

○議長（岩澤 信君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。反対討論。

加増充子さん。

[24番 加増充子君登壇]

○24番（加増充子君） 加増充子です。議案第2号、5社総交公区第1－8号駅前交通広場整備工事その6請負契約の締結について、反対討論いたします。取手駅西口駅前交通広場の完成はいつなのか、多くの市民の皆さんから待たれています。今回の契約案件は、駅前交通広場、ペDESTリアンデッキ、階段2か所等の内容です。これまでの市の答弁は、駅前交通広場整備完了は、事業計画の令和6年3月31日から遅れて春頃と苦しい答弁が繰り返されてきましたが、先ほどの答弁の中では暫定広場——失礼いたしました、暫定供用開始が6月中と説明されました。駅前交通広場整備完了までどのぐらい期間の延長なのか、地権者への補償金など事業費の膨張はどうなっていくのか、本当に明らかにされておられません。成り行き任せというべきではないですか。さらに遅れる可能性も否定できない不透明なものです。駅北土地区画整理事業、スタートしてから30年から31年ですね。なぜこのように遅れてきたのか、見通しのない区画整理事業と再開発事業計画が前提となっていることが大きな要因になっていることは否めません。事業の遅れは桁違いに事業費を膨張させてきました。行き詰まる西口開発一極集中による税金投入は、生活基盤整備を後回しにし、市民生活や市民福祉を犠牲にしてきました。このことへの反省は、前市長からも中村市長からも一度も聞かれたことはありませんでした。それどころか中村市長は、前市政の政策を引きずり継承するとしています。取手市は、駅前交通広場の速やかな整備完了で区画整理事業を終わらせ、西口開発へのこれ以上無益な財政投入を終わらせること。再開発事業から撤退し、土地利用は地権者に委ね、さらなる税金投入はやめるべきです。以上申しまして、議案第2号の反対討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第2号、5社総交公区第1－8号駅前交通広場整備工事その6請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

午後 3時 42分休憩

午後 3時 55分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長、中村 修君から、同意案第1号、取手市監査委員の選任に関する同意についてが追加送付されました。本件をこの際日程に追加し、直ちに議題とすることについて採決いたします。本件は起立により採決いたします。

同意案第1号、取手市監査委員の選任に関する同意についてをこの際日程に追加し、直ちに議題とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、同意案第1号をこの際日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。配付資料がサイドボックスに登載されました。サイドボックスの画面下の中央付近にある更新ボタンを押して、配付資料を確認してください。確認できない議員はいませんか。

### 追加日程 同意案第1号 取手市監査委員の選任に関する同意について 第 3

○議長（岩澤 信君） 追加日程第3、同意案第1号、取手市監査委員の選任に関する同意についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、金澤克仁君の除斥を求めます。

〔16番 金澤克仁君退席〕

○議長（岩澤 信君） 提出者の説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） それでは、同意案第1号、取手市監査委員の選任に関する同意について、提案理由をご説明申し上げます。監査委員の山野井 隆氏が、本年2月14日をもって任期満了となりましたので、新たに金澤克仁氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。金澤克仁氏はお手元に配付しました経歴書のとおり、市議会議員として本市の発展に尽力され、見識が高く、また人格も高潔で人望の厚い方でもあります。以上、提案理由をご説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論。

遠山智恵子さん。

〔23 番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。私も今回、同意案件が出るといふことでちょっと確認しましたら、今、総務省のほうの現行制度の中では、議員を充てるということでも文言入っています。しかしながら、総務省の中で、この間一貫して、委員会を開いてそこで検証しているところ、やっぱり議会の中で、議員はもう既に予算ですとか決算とか審査をするという立場にあるので、議員を外したほうがいいんじゃないかとか、また、より財政またそういった会計監査・審査に対して、よく分かってる専門的な人を対象に公募をかけてはどうかとか、要するに会計に対する独立性といったものを——の立場で総務省も検討をしているというのが出てきました。そういう意味では、金澤議員は前議長でもありまして、議長の議会運営なども公平に、そしていろいろな財政面でも詳しく発言しているということは承知しています。そういう意味では、今後、会計監査委員、——監査委員の在り方というものも、今後私たちも自ら考えていかなければならないんですけれども、総務省のそういった経緯というものを確認した以上、ちょっと私はここで反対をしておきたいということで反対を表明するものです。よろしくをお願いします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから同意案第1号を採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認ください。

同意案第1号、取手市監査委員の選任に関する同意について、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、同意案第1号は同意することに決定しました。

金澤克仁君の除斥を解除します。金澤克仁君の入場を求めます。

〔16 番 金澤克仁君着席〕

○議長（岩澤 信君） 以上で、今臨時会に付議されました本日の日程は全て終了しました。令和6年第1回取手市議会臨時会を閉会します。

午後 4 時 03 分散会及び閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

臨時議長 \_\_\_\_\_

議 長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

速報版 ● 未校正